主 文

本件特別抗告を棄却する。

理 由

申立人の特別抗告理由について。

所論は憲法違反を主張するが、その実質は単なる訴訟法違反の主張に帰するものであつて、刑訴四〇五条に定める事由に該当しない。それ故同四三三条に定める適法な特別抗告理由と認め難い。

よつて、刑訴四三四条、四二六条一項に従い、裁判官全員一致で主文のとおり決定する。

昭和二七年一号三一日

最高裁判所第一小法廷

輔		悠	藤	斎	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	澤	裁判官
毅			野	真	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官